

1. 福岡市の「コントラストのあるまちづくり」の取組み

○福岡市では、天神や博多駅周辺、ウォーターフロント地区の3つの核を中心とした都心再生等都市機能の強化を図る一方、セントラルパーク構想の推進や歴史のまち博多部の振興といった福岡の深みづくりに取り組むなど、エリアの個性を活かしたコントラストのあるまちづくり「FUKUOKA NEXT」を推進している。

○福岡市の財産である歴史的伝統建築物やその街並みは、博多祇園山笠や博多松囃子などの歴史ある祭りや伝統・文化とともに、福岡らしい魅力を創出しており、これらの伝統や市民文化を守り、未来に継承して行くためには、歴史的資源やその周辺を含めたきめ細かな景観誘導が必要である。

■福岡市の財産である歴史資源の例

住吉神社



承天寺



2. 歴史資源の現状と課題及び検討内容

①現状の課題

歴史資源を含む地区の景観づくりについては、御供所地区において都市景観形成地区の指定や街並み環境整備事業を実施してきたが、それら以外の地区では歴史資源とその周辺を含めた景観を保全するための制度や誘導方策がないため、特に、開発ポテンシャルの高い都心部の商業地域等では、開発が進むことによって、周辺建築物と歴史資源の調和を確保することが難しくなっている。

例) 歴史資源周辺と調和していない建築物



②景観誘導方策の検討

現在、景観誘導の取組みとして、市全域において、大規模建築物等（主に、市街化区域においては高さが31mを超え、又は、延べ床面積が10,000㎡を超えるもの）について、景観法の規定による届出制度を活用し、周囲と調和した良好な都市景観の誘導を行っている。

この届出制度を生かし、歴史資源等の周辺においては、**届出対象となる建物高さや面積規模を見直す**ことで、地区特性にあったきめ細やかな景観誘導を図っていくことが有効だと考えられる。

現行の届出対象規模
高さ >31m または 延べ床面積 >10,000㎡

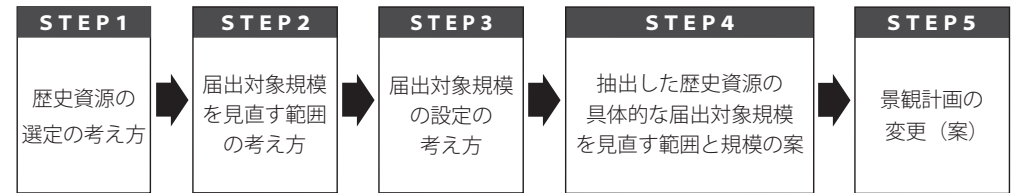


※特に権利制限は伴わない。

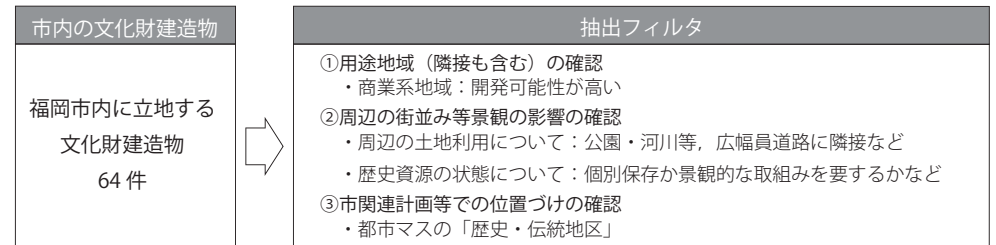
歴史資源周辺の
届出対象規模の見直し

3. 歴史資源周辺の届出対象規模の見直しの考え方

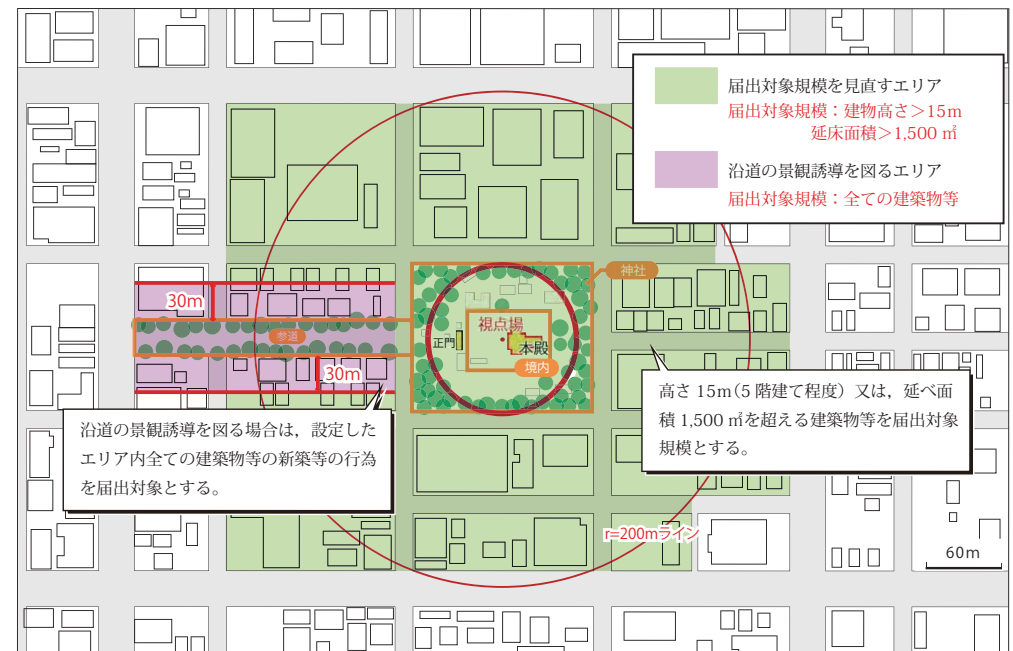
①届出対象規模見直しの検討フロー（STEP 1～STEP 5）



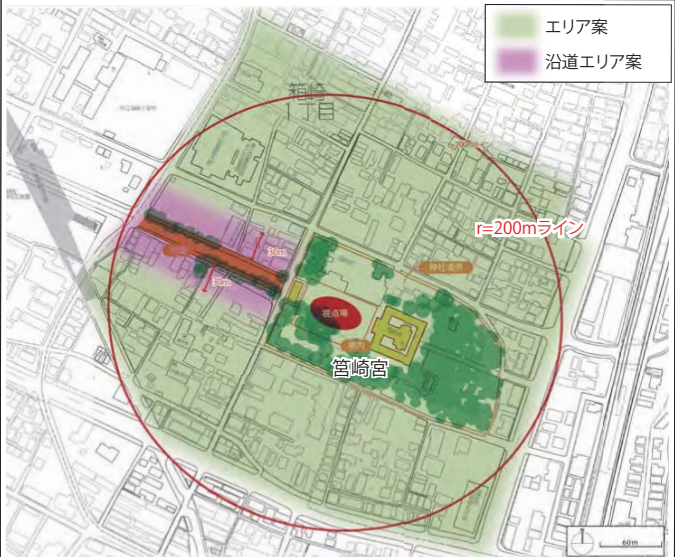
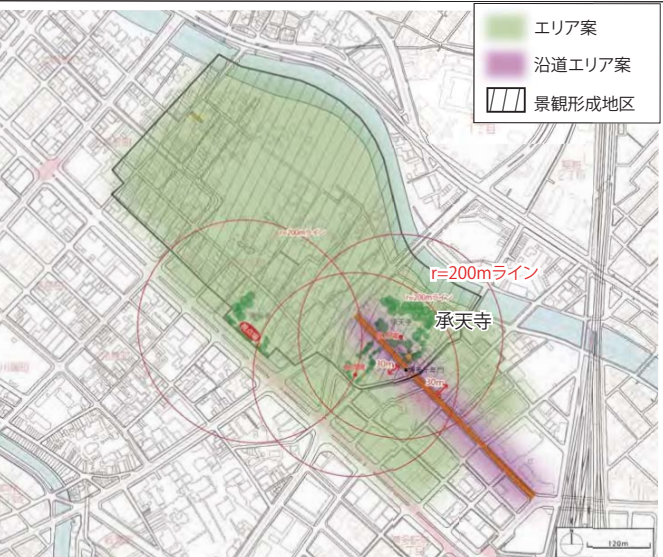
STEP 1：歴史資源の選定の考え方



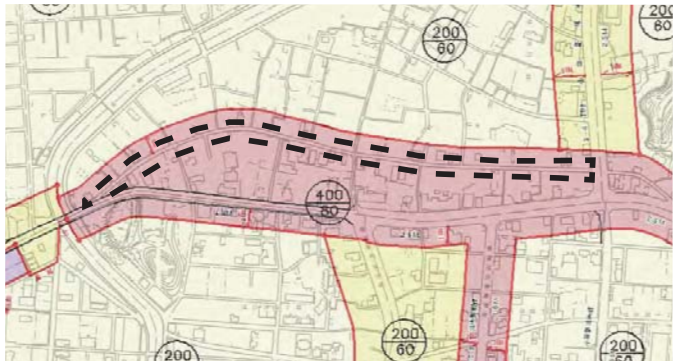
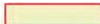
STEP 2, STEP 3：届出対象規模を見直す範囲及び規模の設定の考え方



STEP 4：抽出した歴史資源の具体的な届出対象規模を見直す範囲と規模の案

	地区① 宮崎宮	地区② 住吉神社	地区③ 御供所地区
歴史資源等			
法規制状況			
凡例 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 風致地区 特別緑地保全地区 都市景観形成地区			
届出対象規模見直し案			

STEP 4：抽出した歴史資源の具体的な届出対象規模を見直す範囲と規模の案

	地区④	地区⑤
	舞鶴公園・大濠公園	姪浜（旧唐津街道）
歴史資源等		
法規制状況		
	凡例  第一種住居地域  第二種住居地域  商業地域  風致地区  特別緑地保全地区	
届出対象規模見直し案		